

○ 茨城県立図書館資料収集基本方針

1 目的

この収集基本方針は、茨城県立図書館における図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

県民の自主的な学習活動を支え、地域の実情に応じた情報を提供する機関として、県立図書館は将来を見越した体系的な資料構成に配慮しながら、幅広い分野の資料を計画的に収集、整理、保存、提供できるように、次の事項に留意して整備を行う。

- (1) 来館者に対する直接サービスの充実及び市町村立図書館及び類縁機関に対する支援等、県立図書館の果たすべき多様な役割を踏まえ、県立図書館に相応しい適切な蔵書構成となるよう努める。
- (2) 県内唯一の県立図書館としての期待と責務に応えるため、重要な資料に欠落が生じないように留意しつつ収集に努める。
- (3) 郷土に関する資料を充実し「茨城の図書館」としての特性と機能を高めるため、郷土資料を積極的に収集する。
- (4) 市町村立図書館では収集が困難な専門的学術的な資料や調査研究に用いる参考資料を積極的に収集する。
- (5) 長期的視点に立って成熟した図書館利用者の育成を図るため、学校との連携を深め教育活動を支援する資料の収集に配慮する。
- (6) 国際化、情報化、高齢化等、社会の動向を的確に捉え、利用者の需要を適切に反映させるため、年度ごとに「重点的に収集すべき分野」を定めて収集する。

3 収集対象資料

資料の収集は、図書、逐次刊行物等の印刷資料のほかに、視聴覚資料、電子媒体資料など、各種資料の特性を考慮し収集する。なお、外部データベース等については、他機関で提供しているサービスも視野に入れ、その利用環境を整えるものとする。

4 収集点数

原則として、収集する資料数は1点とする。ただし、次に掲げる資料は複数収集することができる。

- (1) 郷土資料
- (2) 利用度の高い資料
- (3) 普及用図書
- (4) レファレンス業務に必要な資料
- (5) その他館長が複数収集することが必要と認めた資料

5 収集方法

収集は、購入、寄贈、寄託、交換等により貴重かつ必要な資料を広範囲に収集する。

付 則

- 1 この基本方針は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この基本方針は、平成27年4月1日から改正施行する。